
特集：改めて高齢化と社会保障の持続可能性を考える

高齢期の女性の社会保障給付

島村 暁代*

要 約

高齢期の所得保障の中核を占めるのは老齢年金（老齢基礎年金・老齢厚生年金）であるが、性別役割分業の意識が根強い日本では、女性については就労期間が短いとか、低賃金であった等の理由によって、男性に比べて低年金になりがちである。そのため、配偶者の死亡後に支給される遺族年金は、女性の高齢期を保障する重要な給付である。そこで、本稿では遺族年金、中でも遺族厚生年金を主たる対象とし、女性の社会進出等にも触れながら遺族厚生年金をどのように再構築すべきかについて考察している。具体的には有期化することや、男性のみに認められる年齢要件を廃止すること等を検討している。その上で、高齢期の所得保障としては老齢年金を核とし、女性に家庭責任が偏ることによって低年金になりがちという問題については別途、死別時年金分割の仕組みを導入することで解決するのはどうかと提案している。

キーワード：女性，老齢年金，遺族年金，遺族厚生年金，性別役割分業

社会保障研究 2022, vol.7, no.1, pp.26-38.

I はじめに

何歳からを「高齢期」あるいは「高齢者」と定義するかは本特集のほかの論稿で詳しく議論される通り、重要な問題であるが、本稿ではさしあたり老齢年金の原則的な支給開始年齢である65歳以降と定義して議論することにしたい。老齢年金は「老齢」それ自体を要保障事由とし、高齢期の所得保障の中核を占めるものである¹⁾。老齢年金には

国民年金法（以下、「国年法」という）が規定する定額給付の老齢基礎年金と厚生年金保険法（以下、「厚年法」という）が規定する報酬比例給付の老齢厚生年金がある。

もっとも、本稿に与えられたテーマである女性に関していえば、老齢基礎年金²⁾しか受けない場合³⁾や老齢厚生年金による上乗せがあったとしてもその額は僅かという場合が少なくない。というのも、老齢厚生年金は就労時代の報酬に比例して額が決まるからである。高齢期に至るまで就労し

* 立教大学法学部 教授

本稿は科研費（19K13529, 22H00790）による研究成果の一部である。

¹⁾ 高齢者世帯では1世帯当たりの平均所得金額の構成割合のうち、63.6%を「公的年金・恩給」が占め（2018年）、公的年金・恩給を受給している高齢者世帯の中で「公的年金・恩給の総所得に占める割合が100%の世帯」は48.4%となっている（厚生労働省「2019年国民生活基礎調査の概況」）。

たことがなかった、あるいは就労していたが、短期間または低賃金であったこと等の事情から、女性の老齢年金は男性に比べて低年金になりがちである。

このような女性の低年金の背景にあるのが、日本に根強い性別役割分業であろう。男性は外で働き一家を養う一方、女性が家事・育児そして介護といった家庭責任を担って家を守る。家庭責任を女性が一手に引き受けることによって、男性は外で存分に働くことができたのである⁴⁾。このことは公的年金制度に用意される離婚時年金分割に関して定められた基本的認識からもうかがい知ることができる。すなわち、厚年法78条の13は、被保険者である夫が払った保険料は、被扶養配偶者である妻が「共同して負担したもの」であるという基本的認識を定め、離婚時には妻は夫の標準報酬実績を分割できる仕組みを用意している（厚年法78条の14）。もっとも、この離婚時年金分割は妻だけではなく、夫も請求でき、性中立的な仕組みとなっている。

女性の額の低い老齢年金については、夫が生きている間にはその賃金か老齢年金かでカバーされ、夫が亡くなった場合には遺族年金でカバーされる。女性の寿命は男性の寿命よりも長いこともあって、遺族年金を受給する女性は多い。

このように女性の高齢期の所得保障給付を考え

る上では遺族年金は外すことはできない。そしてそれらの給付だけでは低年金の場合には年金生活者給付金が支給される⁵⁾。最低生活費にも満たない場合には生活保護が機能し、生活保護における高齢者世帯の占める割合が高いこと⁶⁾はよく知られている。

そこで本稿では、女性の高齢期の所得保障制度として機能していると思われる遺族年金に焦点を絞って現行制度を確認することにしたい。そうしただ中で現行制度が抱える問題点を指摘するとともに、今後の改正のあるべき方向性について検討することにしたい。

II 現行制度の概要

検討のはじめに、遺族年金とそれに関連する中高年寡婦加算について現行制度の内容を確認しよう。一口に遺族年金といっても、国年法が規定する遺族基礎年金と厚年法が規定する遺族厚生年金の2種類がある。

1 遺族基礎年金

遺族基礎年金を受けるには、死亡した人に関する要件と給付を受ける人に関する要件を満たす必要がある。死亡した人については基本的に老齢基礎年金の受給権者⁷⁾か、死亡当時、国民年金の被保

²⁾ 老齢基礎年金を受けるには10年以上の保険料拠出期間が必要であるが、女性との関係では第三号被保険者資格が重要であろう。これは、1985年に固有の年金権を確立するために創設された仕組みであり、保険料の負担なくして（国年法94条の6）、保険料納付済期間とカウントされる（国年法5条1項）。令和元年の調査によると、第三号被保険者は829万6千人であるところ、女性は818万3千人であり、約99%を占める（厚生労働省「令和元年公的年金加入状況等調査 結果の概要」）。

³⁾ 基礎年金のみの年金受給者の割合は、男性7.6%に対して女性18.9%であり、どの年齢階級でも女性の方が高い（厚生労働省「平成29年老齢年金受給者実態調査（特別集計）」、厚生労働省「公的年金受給者に関する分析—配偶者の状況と現役時代の経歴（就労状況）からみた年金受給状況—」）。

⁴⁾ 経済的に養うというのも家庭責任の果たし方のひとつであるが、本稿では育児や介護等の一定の長期間にわたる継続的な見守りや世話をとらえて家庭責任という言葉を使用する。

⁵⁾ 65歳以上の老齢基礎年金の受給者であること、同一世帯の全員が市町村民税非課税であること、前年の公的年金等の収入金額とそのほかの所得との合計額が881,200円以下であることすべての要件を満たす場合に月額5,030円を基準に保険料納付済期間等に応じて算出される（年金生活者支援給付金の支給に関する法律2条）。遺族基礎年金の受給者の場合には、前年の所得が4,721,000円以下であることが要件である（同法20条）。なお、給付金額等は令和3年10月時点の金額である。

⁶⁾ 生活保護の被保護者調査（令和3年12月分概数）によると、生活保護の世帯類型別の割合は、高齢者世帯が55.4%を占めている。

⁷⁾ 保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上である者に限られる。

険者である必要がある（国年法37条⁸⁾。後者の場合には死亡日の前日において被保険者期間の3分の2以上の保険料を納付しているか、死亡日の前日において死亡した月の2か月前までの直近1年に保険料の未納がないことのいずれかを満たす必要がある（保険料拠出に関する要件、国年法37条但書、昭和60年改正法（昭和60年法律第34号）附則20条2項）。

他方、給付を受ける遺族として配偶者は第1順位である。もっとも、配偶者なら誰でも支給を受けられるわけではなく、死亡者によって「生計を維持」されていたことが必要である（国年法37条の2第1項1号）。ここで「生計を維持」されていたといえるには、①死亡した被保険者と生計を同じくすること、そして②恒常的な収入が将来にわたって年収850万円以上にならないと認められることが必要である⁹⁾。所得分位上位10%が基準であるため、共働きであったとしてもこの要件を満たし、受給できるケースは多いと考えられる。

以上の点は基本的に後述する遺族厚生年金にもあてはまるが、遺族基礎年金に固有の要件としては、受給できる配偶者は単に「生計を維持」されていただけでなく、「子と生計を同じくすること」が必要である（国年法37条の2第1項1号）。ここで「子」とは18歳の年度末までか、1級または2級の障害の状態にある20歳未満で、未婚の場合を指す（国年法37条の2第1項2号）。そして、配偶者に遺族基礎年金が支給される場合には子への遺族基礎年金は支給停止される（国年法41条2項）。

額としては、老齢基礎年金と同額、すなわち年額として78万900円に改定率を乗じて得た額が支給され（国年法38条）、子の数に応じた加算が付く（国年法39条1項）。

子と生計を同じくすることを要するのは、遺族基礎年金が母子年金¹⁰⁾を引き継ぐことによる¹¹⁾。そのため、子がいなかった場合には遺族基礎年金の受給権は発生しないし、子が成長して18歳の年度末を過ぎたら受給権は消滅する（国年法40条2項、39条3項6号）。また、母子年金を引き継ぐという同様の理由によって、昔は母子家庭だけが対象であったが、2012年の社会保障・税一体改革によって父子家庭も支給対象となるよう改正されている¹²⁾。

2 中高齢寡婦加算

以上述べた通り、遺族基礎年金は生計を同じくする子の存在を要するため、子がいなかった場合や子が18歳の年度末に達した以降は受けることができない。その一方で、夫によって生計を維持されてきた中高齢の妻は、夫の死亡後、就労して十分な所得を得ることが困難であり、また遺族厚生年金だけでは生活を営むことが困難との事情があるため、中高齢寡婦加算という仕組みがある¹³⁾。すなわち、遺族厚生年金の受給権者である妻であって、その権利を取得した当時40歳以上65歳未満であった場合（もっとも、老齢厚生年金の受給権者が死亡したとき¹⁴⁾には被保険者期間の月数が20年以上必要）や40歳に達したときに遺族基礎年金の

⁸⁾ ほかに国民年金の被保険者であった60歳以上65歳未満で、日本国内に住所を有していた人が死亡した場合や老齢基礎年金の受給資格を満たしていた人（保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上である者に限られる）が死亡した場合にも支給される。

⁹⁾ 「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」（平成23年3月23日年発0323第1号）。

¹⁰⁾ 夫と死別し、夫によって生計を維持していた18歳未満の子（20歳未満の廃疾の状態にある子を含む）の生計を維持する場合において、所定の保険料納付要件を満たす場合に支給された拠出制の年金であったが、1985年改正によって、準母子年金や遺児年金とともに遺族基礎年金に統合された。

¹¹⁾ 菊池（2016）・355-356頁。

¹²⁾ 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成24年法律第62号）。

¹³⁾ 堀（2017）・529頁。1985年改正（昭和60年法律第34号）で創設されたが、当時は死亡時に35歳以上であって、40歳以上65歳未満で生計を同じくする妻等に対して支給した。2004年改正によって40歳に変更された（菊池（2016）・356頁）。

¹⁴⁾ 保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上である者が死亡した場合も同様である。

要件を満たす子と生計を同じくしていた妻が65歳未満であるときは、遺族基礎年金の額に4分の3を乗じて得た額が加算される（厚年法62条1項）。ただし、妻が遺族基礎年金を受けることができる間の加算は停止される（厚年法65条）。

その結果として、具体的には40歳以上で子のない妻や40歳の時点からは遺族基礎年金を受給していたが、子が18歳の年度末になった等の理由で遺族基礎年金の受給権を失った妻等に加算されることになっている。

3 遺族厚生年金

次に、遺族厚生年金については死亡した人が、主として老齢厚生年金の受給権者か厚生年金の被保険者である必要がある（厚年法58条1項）¹⁵⁾が、保険料拠出や生計維持については前述の遺族基礎年金と同様の取扱いである。その上で遺族厚生年金の特徴は、妻には年齢要件がないが、夫には死亡の当時55歳以上との年齢要件があり、60歳から支給される¹⁶⁾ということである（厚年法59条1項1号、65条の2）¹⁷⁾。

こうした男女間の年齢要件の違いについては、法の下での平等を定めた憲法14条に違反しないかが争われた事案がある¹⁸⁾。第1審¹⁹⁾は憲法14条違反を認めたが、控訴審²⁰⁾と最高裁は否定した。最高裁判決では、「男女間における生産年齢人口に占める労働力人口の割合の違い、平均的な賃金額の格差及び一般的な雇用形態の違い等からうかがえる妻の置かれている社会的状況に鑑み、妻について

一定の年齢に達していることを受給の要件としないことは、上告人に対する不支給処分が行われた当時においても合理的な理由を欠くものということとはできない」と判示されている。ここでは、女性が労働市場において困難を抱えていることが考慮されている。女性に保護の必要性があることを前提に合憲との結論が導かれたといえるが、学説からは批判が多く²¹⁾。特に男性に年齢要件を課すことの合理性までは説明されていないと疑問視されている²²⁾。

憲法14条の要請を受けて男女の年齢要件の有無をどのように整理して制度を構築するのが最も適切かという問題は、司法による判断にかかわらず、なお立法府が検討すべき課題であるように思われる²³⁾。

遺族厚生年金の支給額は、死亡した者が受けるはずだった老齢厚生年金額の4分の3であるが、被保険者期間が300月未満の場合には300月とみなされる。遺族厚生年金と老齢厚生年金については、以前は併給できなかったが、現行制度では女性自らが保険料を拠出したことが無駄にならないように老齢厚生年金が支給された上で、その額が遺族厚生年金の額に満たない場合にはその差額が遺族厚生年金として支給されることになっている²⁴⁾。

遺族厚生年金は夫の死亡時に30歳未満で子のない妻には5年間の有期給付である²⁵⁾が（厚年法63条1項5号）、それ以外の場合には終身で支給される。もっとも、再婚する場合等は支給停止される（厚年法63条1項2号）。そのため、支給停止とならな

¹⁵⁾ 厚生年金の被保険者期間に初診日がある病気やけがが原因で初診日から5年以内に死亡したときや、1級または2級の障害厚生年金を受け取っている人が死亡したとき、老齢厚生年金の受給資格を満たした人が死亡したときも支給される。

¹⁶⁾ 遺族基礎年金の支給対象となる場合には55歳から支給される（厚年法65条の2）。

¹⁷⁾ 妻については年齢を問わない一方、夫や父母、祖父母については年齢要件がある。

¹⁸⁾ 最判平成29・3・21裁時1672号3頁。正確には地方公務員の公務災害の事例であったが、射程は厚生年金等にも及ぶものと考えられている（中益（2021）・366頁、菊池（2016）・366頁）。

¹⁹⁾ 大阪地判平成25・11・25労判1088号32頁。

²⁰⁾ 大阪高判平成27・6・19労判1125号27頁。

²¹⁾ 浅野（2017）・15頁、稲森（2017）・185-186頁等。

²²⁾ 稲森（2017）・185-186頁、控訴審に対する評釈であるが、笠木（2016）・106頁。

²³⁾ 立法府には最適解を探り続けるべき使命があるとの指摘がある（中益（2021）・58頁）。

²⁴⁾ 1994年改正（平成6年法律第95号）と2004年改正（平成16年法律第104号）参照。

²⁵⁾ 2004年改正（平成16年法律第104号）により、改正された。

いように再婚を控えることが生じうるし、また終身にわたって支給されることから就労抑制効果がある²⁶⁾という問題がある。

4 小括

遺族年金は生計維持者を失った場合に保障される給付であるため、高齢期の所得保障自体を目的としたものではない。特に遺族基礎年金は配偶者を失ったひとり親が子どもを育てていく過程で支給²⁷⁾されるため、原則として子が18歳の年度末までしか支給されない。そのため実際の機能としても高齢期に受給される可能性はそう高くない²⁸⁾。

これに対して、遺族厚生年金については自らの老齢厚生年金と調整されながら終身の形で支給され、女性の高齢期を支えるものとして重要な機能を担っている²⁹⁾。またこうした仕組みとすることで保険料の掛け捨てを防止するという機能を果たしている。

このような事情があることから高齢期の女性の給付をテーマとする本稿では遺族年金の中でも遺族厚生年金を中心に検討していきたい。

Ⅲ 遺族厚生年金の再構築

1 問題の所在

(1) 現行の遺族厚生年金

現行の遺族厚生年金は男性が働き、女性が家を

守るといういわゆる片働き世帯を前提に、生計維持者が死亡しても生活に困らないように組み立てられたものである³⁰⁾。中高年の女性が労働市場で安定した就業を確保しにくい事情を踏まえ、終身の形で遺族厚生年金を支給するとともに中高齢寡婦加算の仕組みも備えている。いわば労働市場における問題を遺族厚生年金や中高齢寡婦加算がカバーするという側面も垣間見ることができる形となっている。

(2) 社会の変化

しかし、現行の仕組みの基盤が整備されてから30年以上が経ち、社会状況には大きな変化がある。現行の基盤が整備された1985年には同時に男女雇用機会均等法が制定され、その後の度重なる改正を経る中で、労働者は性別により差別されることなく、また働く女性が母性を尊重されつつ、その能力を十分に発揮できる雇用環境が整備されてきた³¹⁾。1991年には現行の育児介護休業法の前身である育児休業法が制定され、こちらも幾多の改正を経て、育児休業や介護休業の仕組みが拡充され³²⁾、働きながら家庭責任を果たすことが後押しされている³³⁾。介護離職をなくすための方策³⁴⁾のほか、直近の2021年改正では男性の育児参加をさらに促すために産後パパ育休も新設されたところである³⁵⁾。

他方で、昨今の働き方改革では労働時間に上限

²⁶⁾ 嵩 (2017)・55-56頁。

²⁷⁾ 嵩 (2017)・55頁。

²⁸⁾ 昨今生じる晩産化の傾向(厚生労働省「人口動態統計」によれば、2019年の平均初婚年齢は女性で29.6歳であり、同年の第1子出生時の母の平均年齢は31.2歳となっている。平均初婚年齢、母親の平均出生時年齢ともに推移をみると上昇している(内閣府男女共同参画局「結婚と家族をめぐる基礎データ」令和3年5月18日)を踏まえると今後は遺族基礎年金も高齢期にも関連する給付として機能する余地があるように思われる。また、晩産化をひとつの背景として育児と介護を同時期に担わなければならないいわゆるダブルケアラーの増大が懸念される。ダブルケア離職が増えないように、家庭生活と仕事のバランスをとれるだけのさらなる環境整備が求められる。

²⁹⁾ 遺族厚生年金の受給の有無別に年金額の分布をみると、受給ありの場合は約8割が月額10万円以上である一方、受給なしの場合には約8割が10万円未満であり、平均年金額では約2倍の差があり、遺族厚生年金の果たす役割が大きいことがうかがえる(厚生労働省「平成29年老齢年金受給者実態調査(特別集計)」、厚生労働省「公的年金受給者に関する分析—配偶者の状況と現役時代の経歴(就労状況)からみた年金受給状況—」)。

³⁰⁾ 笠木 (2013)・53頁。

³¹⁾ 労働契約法3条3項では「仕事と生活の調和」に配慮しつつ労働契約を締結すべきものと規定される。関係団体、経済界・労働界・地方公共団体の代表等からなる「官民トップ会議」によって仕事と生活の調和の実現が不可欠であることが謳われた「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」も参照。

³²⁾ 育児休業給付金や介護休業給付金については雇用保険法に規定がある。

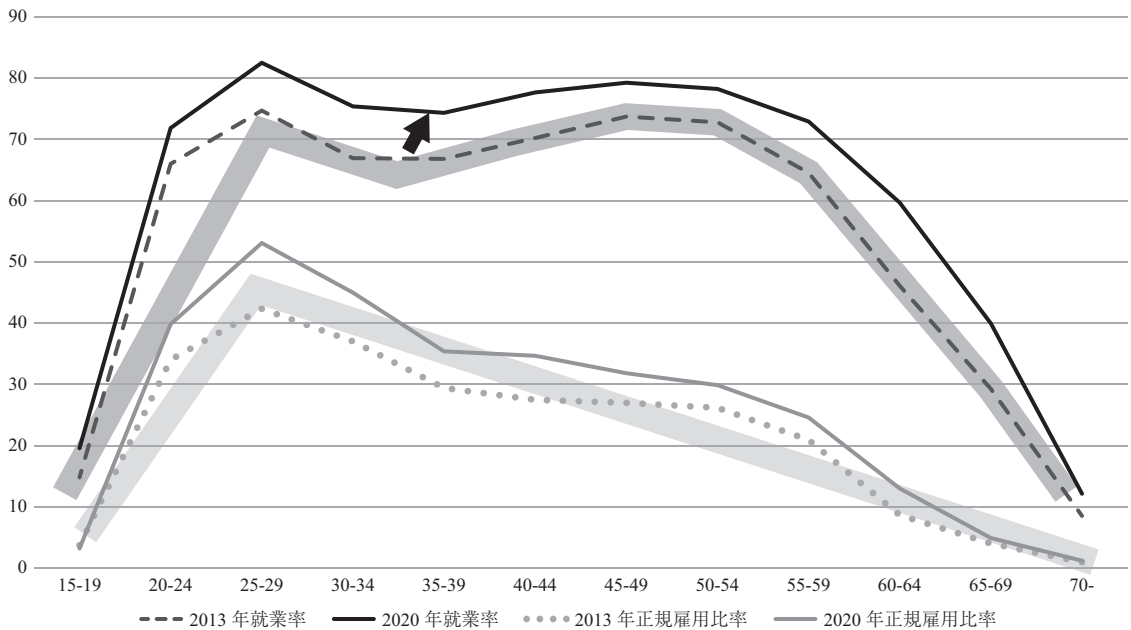


図1 女性の就業率と正規雇用比率
(総務省労働力調査をもとに作成)

規制も整備され(労働基準法36条),従来のような長時間労働を前提とする働き方には見直しが迫られる。つまり,働きながら家庭責任を果たすことができるための環境整備は着実に進展している。

これらの事情を背景に,女性の社会進出は確実に進んでいる³⁶⁾。1990年代前半までは男性の片働き世帯が上回っていたが,後半からは共働き世帯が片働き世帯を上回り,2020年現在では,共働き世帯が3分の2を占めるまでである³⁷⁾。これまで結婚・出産・育児に伴って離職し,子育てがひと段落した頃に再就職するといういわゆるM字カーブ現象が女性の就業率に関連する問題と指摘されて

きたが,急速な少子高齢化の進展にも伴って徐々にMのくぼみは緩和され,改善傾向がみられる(図1参照)。

さらには,少子高齢化の急速な進展に伴って人手不足は深刻であり,1人でも多くの人々が家庭責任を果たしながら就労することができる社会へと育っていくこと,女性が一手に家庭責任を負う社会からは脱却することが望まれている。

このように女性の就業状況は好転している一方で,就労形態や労働条件をみると,今なお性別役割分業的な意識は根強く,払拭しきれていない面があるのも否めないのが日本社会の現状であ

³³⁾ 嵩(2017)・57頁,梶川(2015)・103頁,菅野(2011)・139頁。

³⁴⁾ 2015年9月に安倍首相が発表した一億総活躍社会の実現に向けた基本方針「新・三本の矢」や2016年6月2日閣議決定の「ニッポン一億総活躍プラン」では「介護離職ゼロ」という明確な目標が掲げられているし,それに伴い,介護離職を防止するための制度整備が行われている。

³⁵⁾ 令和3年法律第58号。

³⁶⁾ 15歳から64歳の女性の就業率の推移を見てみると2001年には57.0%でその後,右肩上がりが増え,2019年には70.9%であった。2020年には新型コロナウイルス感染症の影響もあってか,70.6%と微減している(内閣府男女共同参画局「令和3年版男女共同参画白書」)。

³⁷⁾ 「雇用者の共働き世帯」と「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」の数は1990年代半ばに逆転し,2020年においては3分の2が共働き世帯になっている(総務省「労働力調査(詳細集計)」)。

ろう³⁸⁾。コロナ禍でも保育園や学校の休園・休校等に伴って、女性に育児負担が偏っていることが改めて露呈されたことは記憶に新しい³⁹⁾。女性の正規雇用率は20歳代後半でピークとなり、出産期以降に右肩下がりで低下するL字カーブの問題が憂慮される。すなわち、女性の正規雇用率をグラフにしてみると、線グラフが「L」を寝かせたように見えるのである(図1参照)⁴⁰⁾。時間に融通のつけやすい非正社員として働く女性が多いことがうかがえる⁴¹⁾。非正規雇用を利用することで家庭と両立しながら柔軟に働けることは望ましい一方で、非正規社員の雇用は安定しないし、また賃金も相対的に低く、正社員のようには上がりにくいという問題があり⁴²⁾、冒頭でみた低年金の問題へと帰着する。

以上のような社会状況の変化を前にすると、遺族厚生年金についても再検討する必要があるだろう。

2 検討

(1) 遺族厚生年金の趣旨

では、改めて遺族厚生年金とは何を保障するためのものだろうか。最高裁判例によれば、遺族厚生年金は、生計維持者が死亡したときでも遺族の生計を維持するためのものである⁴³⁾。もっとも、この具体的な中身をどのようにとらえるかは自明ではない⁴⁴⁾。

そこで検討するに配偶者が死亡した場合には一般に打撃が大きく、経済的に厳しい状況に追い込まれる。生計維持者の死亡に伴い、生活は激変しうることから、生活を立て直し、その後も生活を続けていくために遺族厚生年金を受けるニーズは高いと考えられる。その上で問題となるのは、どれくらいの期間、誰に対してそれを保障する必要があるかということである。

(2) 遺族厚生年金の再検討

① 終身性

既に述べた通り、現行制度は子どものいない30歳未満の場合を除いて基本的に終身給付として設計される。それは制度の創設当初には片働き世帯が中心で女性が労働市場に参入するのは難しいという事情があったからである。しかし、現状では共働き世帯も増え、労働市場における女性の状況は様変わりしている。そうすると、生計維持者の死亡直後、生活の立て直しに必要な一定の期間(例えば5年間)は遺族厚生年金を支給する必要があるが、その期間を超えて終身で支給する必要はないように思われる⁴⁵⁾。一定期間経過後は就労などによる自活が求められよう。なお、高齢期に生計維持者が死亡したため、就労できないという問題については、後述の死別時分割にて対応することが適切であると考えられる。

つまり、現在では遺族厚生年金を終身の形で保

³⁸⁾ 結婚や出産・育児を離職理由とする女性は0.3%(2020年)であり、平成24年10月から平成29年9月の5年間に「出産・育児のために」離職した者は102万5千人であり、うち101万1千人が女性である(総務省「平成29年就業構造基本調査」)。また、女性の育児休業取得率はおおむね8割台で推移する一方、男性のそれは一桁台の低水準が続いていた。2020年にはようやく12.65%となったが(厚生労働省「令和2年度雇用均等基本調査」結果)、8割を超える女性の割合と比較すれば差は歴然である。また、介護・看護を理由とする離職率は男性では0.1%であるのに対して女性では0.2%(2020年)である(厚生労働省「令和2年雇用動向調査」結果。総務省「平成29年就業構造基本調査」結果によると、過去1年間(平成28年10月～29年9月)に「介護・看護のため」に離職した人は9万9千人で、そのうちの約8割にあたる7万5千人が女性である)。

³⁹⁾ 例えば日本経済新聞2022年2月26日朝刊「保育所休園ママに負担 30代女性の入社減る 偏る育児コロナで露呈」。

⁴⁰⁾ 内閣府「選択する未来2.0中間報告(2020年7月1日)」,「選択する未来2.0報告(2021年6月4日)」。

⁴¹⁾ 令和2年現在、女性は「正規の職員・従業員」が1194万人,「非正規の職員・従業員」が1425万人である(総務省「労働力調査」)。

⁴²⁾ 女性の非正規雇用の賃金は約25万円で頭打ちである。また、男女間の賃金格差(男=100)は2020年で74.3(男性338.8千円,女性251.8千円)である(厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査結果の概況」)。

⁴³⁾ 最三小判平成12・11・14民集54巻9号2683号。

⁴⁴⁾ 中益(2021)・59-60頁。

⁴⁵⁾ 遺族年金は自らの保険料に基づく給付でないことも考慮されている(菊池(2016)・366-367頁)。

障する必要はないだろう。過剰な保護を続けることは、制定当初に支配的であった家族のあり方を普遍化・固定化⁴⁶⁾し、男女共同参画社会の形成を阻害する。現存する社会的な実態や性別役割分業の意識を追認・固定化することのないように配慮が求められる⁴⁷⁾。

また、「遺族年金があるから働かない」、「遺族年金が支給停止になるから再婚しない」というように、遺族年金の存在が図らずも個人の生き方を誘導してしまうことのないように設計しておくことも重要であるように思われる。働くか、再婚するかという選択は個人が自己決定でき（憲法13条）、これらの選択に向けては、国家は極力干渉を避け、特定の選択を誘導あるいは抑制しないように、制度の中立性を確保することが求められるからである⁴⁸⁾。男女共同参画社会基本法4条でも社会における制度や慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して結果として就労等の活動の選択をしにくくするような偏った影響を与えるおそれがあるため、できる限り中立的なものにするように配慮すべきことが規定されている。

そうすると、遺族厚生年金については有期の給付として構成し直すことが考えられ、これに伴って中高年寡婦加算も廃止する必要があるだろう。もっとも、これらの方策を進める上では、今なお女性が安定した雇用に就くのは難しいという労働市場の状況にも慎重に配慮し、職業訓練の場を増やすなど、労働政策を拡充し更なる後押しを同時に進めることが不可欠である。

② 男性の年齢要件

次に男性への年齢要件については撤廃する必要があろう⁴⁹⁾。生計維持者の死亡によって生活に打

撃を受け、所得保障のニーズが生じるのは女性だけでなく、男性も同様である。男性だけに年齢要件を付すのは、性別に基づく差別的取扱いとして認めることができない。また、男性に年齢要件があることで若年では遺族厚生年金を受給できないということは、年金制度に保険料を拠出してきた亡き女性の貢献を評価せずに結果的に保険料を掛け捨てすることにもつながりかねず⁵⁰⁾、このような結果に合理的な理由があるとは思われない。

多くの女性が労働市場で活躍している現代において、遺族厚生年金の再構築を考える上では、性別による区別は好ましくなく、性中立的な形での見直しが求められる。

③ 生計維持要件

そのほかにも遺族厚生年金を受けるには生計維持要件があり、具体的には年収850万円が基準となっている。遺族厚生年金の有期化とあわせて、年収基準については撤廃することも検討に値する論点であるように思われる。なぜなら、これまで生活をともにした配偶者が死亡すれば、高所得者であったとしても打撃を受け、生活を立て直すニーズが生ずるからである。家庭責任を果たすために費やす時間が増えること等によって、死亡前の所得を維持できないことも考えられ⁵¹⁾、生活保障の必要性は認められるように思われる⁵²⁾。

もっとも、年収基準を撤廃するとの提案は死亡者によって「生計を維持」という要件について金銭面以外の要素を考慮することにつながり、この点をどう考えるかは整理する必要があるだろう。これに関連しては、2012年の社会保障・税一体改革における遺族基礎年金の動きが注目される。すなわち、2012年改革では父子家庭にも遺族基礎年金が

⁴⁶⁾ 笠木（2013）・56頁。

⁴⁷⁾ 嵩（2015）・4頁。

⁴⁸⁾ 嵩（2017）・52頁。

⁴⁹⁾ 性別を稼働能力発揮の期待可能性を兆表する指標として利用するのは歴史的役割を終えており、不適当と主張する見解に中益（2021）・55頁以下、75頁。嵩（2017）・56頁は、平等原則の観点や就労インセンティブへの影響を適正化するとの観点から、女性一般を自活困難として男性と区別する合理性は乏しいと分析し、遺族を年齢や就労阻害要因（傷病、障害、育児、介護責任等）の有無により区別するなどのよりきめ細かい仕組みを用意することが望ましいと指摘する。

⁵⁰⁾ 中益（2021）・72-73頁、衣笠（2012）・64頁。

⁵¹⁾ 現行制度における死亡時の所得のみを審査する生計維持要件については見直しの必要性が指摘されている（嵩（2017）・56頁）。

支給されることになったが、その際には第三号被保険者が死亡した場合にも遺族基礎年金を支給すべきかという点が問題となった。厚労省の当初案はいわゆる所得の喪失がないため支給しない方針⁵³⁾であったが、死亡時には第三号被保険者でもその前には第一号被保険者や第二号被保険者として保険料を納付した可能性があるとのパブリックコメントを容れて支給することになったという経緯がある⁵⁴⁾。つまり遺族基礎年金を受けるにあたっての「生計を維持」という要件は、第三号被保険者が金銭以外の面で、具体的には家事や育児といった点で第二号被保険者の生計を維持していたと考えることになりそうである。

あくまでも第三号被保険者が以前に保険料を拠出した可能性があることを考慮した結果として遺族基礎年金の支給が決まったようであるが、生計維持という要件が金銭以外の事情によっても満たされることが明確になった点は興味深い。遺族基礎年金の生計維持要件について金銭以外の事情を考慮するのであれば遺族厚生年金についても同様に解することができるだろう⁵⁵⁾。そもそも社会保険には所得要件によって受給権者が選別されないというメリットがあり⁵⁶⁾、年取要件を撤廃することも検討に値する論点であるように思われる。

(3) 死別時年金分割の提案

その一方で、現在の女性の高齢期の所得保障をみると、遺族厚生年金が重要な役割を果たしていることは既に述べた通りである。そうすると、本稿が提案するように遺族厚生年金を有期化すれば遺族厚生年金で生活してきた女性は生活困窮に陥りかねないことになる。そうはならないように経過措置規定を十分に設けることが不可欠なことは言うまでもないが、もうひとつ考慮すべきことがあるだろう。すなわち、今後もこれまで同様、夫婦間で協議して育児や介護等の家庭責任を果たすために一方当事者は就労しないとか、就労を一定範囲に抑えるという選択をすることも当然考えられる（今なお多くの女性が家庭責任を担っているという現状については、既に述べた通りである）。このような家庭内調整の結果として一方当事者（女性が多い）の老齢年金は低くなりうるが、こうした問題はそのままよいのだろうか。この問題については遺族年金という形ではなく、離婚時年金分割と同様の仕組みを死別時にも導入することで老齢年金の充実化を図ることを提案したい⁵⁷⁾。というのも、離婚時年金分割は、婚姻中の互いの貢献度を評価することで、年金受給額の格差を是正し、老後の生活保障を図ることを目的

⁵³⁾ このような考え方に対しては、当然異論もあるだろう。現行の850万円基準でさえ、自らの収入で自身の平均的な水準の生活を賄えるのであれば、併せて遺族年金を支給し続ける必要性は高くはないとして、相当程度引き下げるべきとの主張が展開されている（菊池（2016）・362頁、367頁）。この点は2012年の社会保障・税一体改革においても議論となった（和田（2014）・185頁）。

昨今の社会保障改革では応能負担の強化がみられる。所得の再分配は社会保障制度の有する重要な機能であるが、高所得者の負担増や給付減ばかりを内容とすれば高所得者が制度に加入するモチベーションは低下する。高所得者でも配偶者が死亡すれば生活に打撃は生じるのであり、高所得者の制度に対する信頼を維持するためにも、また亡き配偶者の制度に対する貢献を評価するためにも年取要件の撤廃は検討に値する論点であるように思われる。

⁵⁴⁾ 第三号被保険者の死亡の場合にはいわゆる生計維持に当たらないという政令案を出したところ、パブリックコメントにて反対の意見が寄せられた。

⁵⁵⁾ 中益（2021）・72頁、厚労省年金局第27回社会保障審議会年金部会（平成26年11月4日）議事録参照。

⁵⁶⁾ もっとも、改正に関する議論の中では第三号被保険者が死亡した場合にも給付は出るという形で一旦施行してにおいて、共働きの増加などの社会実態の変化を踏まえた遺族年金全体の見直しの中でこの問題をもう一度再整理をしたいと考えられていたこと（厚労省年金局第27回社会保障審議会年金部会（平成26年11月4日）議事録参照）を踏まえると、遺族基礎年金での取扱いを殊更に強調すべきではないかもしれない。

それでも、社会保障・税一体改革の以前においても、第三号被保険者の夫が死亡した場合には第二号被保険者である妻は生計維持されていたとして遺族基礎年金を受けていたのであり（厚労省年金局「遺族年金制度の在り方」第27回社会保障審議会年金部会（平成26年11月4日）資料3）、こうした経緯を踏まえると生計維持要件は金銭以外の事情によっても充足されるとの考えは以前からとられていたといえそうである。

⁵⁷⁾ 岩村（2001）・44頁、笠木（2012）・15-16頁、中野（2020）・47頁。

とするところ⁵⁸⁾、こうした目的は死別時にもあてはまるからである。

現役時代に配偶者が死亡した直後には有期の形で遺族厚生年金を支給するとともに、配偶者の年金納付記録を死別時年金分割によって調整しておく。一定期間が経過したことで遺族厚生年金の支給が終了してからは就労などで自活し、高齢になった際に老齢年金（死別時年金分割によって配偶者の保険料納付記録の反映を受けたもの）を受給する。これに対して、高齢期に配偶者が死亡した場合には死亡直後には遺族厚生年金を受け、一定期間経過後には老齢年金へと切り替える。ここで遺族厚生年金を受給した後の老齢年金は、死別時年金分割の効果を受けることから、配偶者の死亡以前に受けていた自分の年金に比べると高水準となる。

具体的には離婚時と同様に、死別時についても婚姻期間における保険料納付実績を夫婦間で清算し、一方当事者に家庭責任が偏重した結果として十分には就労できずに老齢年金が低年金になることを、死別時年金分割によって補完することが考えられる。第三号被保険者期間については離婚時⁵⁹⁾同様、2分の1で分割⁶⁰⁾し、第二号被保険者期間

については2分の1を上限に行政が按分割合を決定するとの仕組みが考えられよう。というのも、離婚時であれば当事者同士で合意できる⁶¹⁾が、死別時には合意する主体がないからである。第二号被保険者としての記録内容、つまり就労状況についても勘案した上で行政が決定し、不服がある場合に備えて不服申立ての仕組みを用意しておくことが考えられる。

こうした仕組みによって家庭責任を多く担うことで就労が制限された者の老齢年金を充実化する一助になることが望まれる。家庭責任が今なお女性に偏重しがちな現状では、死別時分割によって恩恵を受ける者の多くは女性と見込まれるが、性中立的な仕組みとして整備しておく必要がある。

(4) 小括

このように、遺族厚生年金については男女ともに配偶者が死亡した後の生活を再建するための給付として有期（5年）で設計し直すとともに、高齢期の所得保障としては老齢年金を核とし、老齢年金が家庭責任の偏重の結果として一方当事者が低年金になりがちな問題については別途死別時年金分割の仕組みを導入することで対応したらどうだ

⁵⁷⁾ 離婚時年金分割は2004年改正にて導入されたが、当初の厚生労働省案では、婚姻中も含めて厚生年金部分を折半することが盛り込まれていた。しかし、与党側から家族のきずなを揺るがしかねないとの反対があったので婚姻中の年金分割は除かれたとの経緯がある（高島（2005）・77頁）。

⁵⁸⁾ 高島（2005）・80頁。

⁵⁹⁾ 三号分割は、平成20年5月1日以後に離婚等をし、以下の条件に該当したときに、第三号被保険者であった者の請求により、平成20年4月1日以降の婚姻期間中の第三号被保険者期間における相手方の厚生年金記録（標準報酬月額・標準賞与額）を2分の1ずつ当事者間で分割するものである。すなわち、①婚姻期間中に平成20年4月1日以降の国民年金の第三号被保険者期間中の厚生年金記録（標準報酬月額・標準賞与額）があること、②請求期限（原則として離婚等をした日の翌日から起算して2年以内）を経過していないことが要件である。もっとも、分割される者が障害厚生年金の受給権者で、分割請求の対象となる期間を年金額の基礎としている場合には三号分割は認められない。

⁶⁰⁾ 三号分割では強制的に2分の1となり、第三号被保険者のみが優遇されるのは、男女共同参画の観点から妥当ではないという指摘がある（高島（2005）・81-82頁）が、この問題については第三号被保険者制度を今後も維持するかという問題と合わせて検討すべきであろう。学説では就労阻害事由がある場合に限定する（竹中（2001）・153頁、衣笠（2012）・68頁、高島（2013）・33-35頁、嵩（2017）・55頁、嵩（2018）・58頁、中野（2020）・64頁）とともに、その場合には現状では第一号被保険者でも就労阻害事由がある場合には同じく対象にすべきとの主張（高島（2013）33頁、嵩（2017）・55頁、嵩（2018）・58頁、中野（2020）・64-65頁）が有力である。現状では社会保険の適用拡大によって第三号被保険者数を縮小する方向性がとられ、その点は支持できるが、第三号被保険者制度を今後どうするかという問題はそれでもなお残る検討すべき課題である。

⁶¹⁾ 平成19年4月1日以降に離婚等をし、①婚姻期間中の厚生年金記録があること、②当事者双方の合意または裁判手続きにより按分割合を定め得たこと、③請求期限を経過していないことのすべてを満たす場合に、かかる按分割合によって婚姻期間中の厚生年金記録を当事者間で分割するものである。

ろうか。

遺族年金の有期化と死別時分割では、配偶者の死亡という事象をダブルカウントするようにも思えるが、遺族年金は死亡によって生じる一時的な生活困難を緩和するための給付であるのに対して、死別時年金分割は、これまでの夫婦による家庭責任の分担調整の結果を、年金制度に結びつけて老齢年金の拡充を図るための仕組みである。両者は全く異なる性格を持つもので、両立しようように思われる。

Ⅳ おわりに

女性は男性よりも平均寿命が長いことから高齢期は一段と長期化し、女性の高齢期の所得をいかにして保障するかという問題は重要な問題である。労働市場における女性の状況の変化や昨今の労働環境の変遷という社会の変化を踏まえると、現行の遺族厚生年金の仕組みは修正する必要がある。

理想はこれまでの性別役割分業的な意識が薄れ、女性も、男性も、育児や介護をしながらでも就労を続けていけるだけの環境が整う社会となることである。現状では出産は女性にしかできないが、育児や介護は男性もできるのであり、家庭責任が女性ばかりに偏重する現状は意識ともども変革する必要がある。

ただその一方で、性別役割分業的な意識は相当根深く、そう簡単に見直すことはできないという難しさもつきまとう。そうすると、こうした問題については夫婦間の家庭責任の調整にも配慮した性中立的な仕組みを導入することで解決を図ることが必要となろう。

結婚してもしなくても離婚しても死別しても路

頭に迷うことがないように、社会保障制度が果たすべき役割は小さくない。各給付はいかなる趣旨で支給されるかを改めて明確にした上で制度を再構成する必要があるだろう。遺族厚生年金は男女ともに配偶者の死亡直後の生活を保障するための給付として特化するとともに、高齢期を保障する給付は老齢年金であるとの制度趣旨に立ち戻り、家庭責任の偏重という問題は別途死別時分割にて調整するとの提案である。

現在では、男女ともに就労しながら家庭責任を果たすことができる社会となるように労働法の分野で各種の制度改正が行われているところであり、そうした流れに年金制度⁶²⁾も取り残されることのないように再構築していく必要がある。

<参考文献>

- 浅野博宣ジュリスト（平成29年度重要判例解説2018年4月10日臨時増刊号）1518号14頁。
 稲森公嘉「年金男女差合憲判決」論究ジュリスト22号（2017）180頁。
 岩村正彦『社会保障法Ⅰ』（弘文堂，2001年）。
 ———「2004年公的年金改革—その概要と検討」ジュリスト1282号（2005）43頁。
 笠木映里「医療・年金の運営方式」日本社会保障法学会編『新・講座社会保障法第1巻 これからの医療と年金』（法律文化社，2012）11頁。
 ———「家族形成と法」日本労働研究雑誌638号（2013）53頁。
 ———ジュリスト1496号（2016年）103頁。
 梶川敦子「育児休業法制の意義と課題」村中孝史ほか編『労働者の多様化と労働法・社会保障法』（有斐閣，2015）103頁。
 菅野淑子「日本の育児休業法・育児介護休業法制定過程にみる理念の変容—ワーク・ライフ・バランスの時代に」小宮文人ほか編『社会法の再構築』（旬報社，2011）139頁。
 菊池馨実「遺族年金制度の課題と展望」社会保障研究 Vol.1（2016）No.2，354頁。
 衣笠葉子「女性と社会保険」日本社会保障法学会編

⁶²⁾ 年金制度においても出産・育児という家庭責任を果たしつつ就労できるように制度整備が行われている。具体的には産休・育休中の保険料免除（厚年法81条の2・81条の2の2，国年法88条の2），子育てに伴う短時間勤務等の結果として賃金が下がったときに標準報酬月額を変更して保険料負担を軽減する仕組み（育児休業等終了時報酬月額変更届，厚年法23条の2），また，子どもが3歳までは標準報酬月額を下げても，将来の年金額は下げずに済む仕組み（養育期間標準報酬月額特例申出書，厚年法26条）等がある。免除された分の財源は保険料財源で賄われているが，年金の本来の目的とは異なる次世代育成支援のための負担については保険料ではなく，公費負担で社会全体で負担すべきであるとの有力な指摘がある（高畠（2013）・34頁，岩村（2015）・45頁，永野（2016）・56頁，嵩（2017）・58頁，中野（2020）・65頁等）。

- 『新・講座社会保障法第1巻 これからの医療と年金』（法律文化社，2012）49頁。
- 高島淳子「年金分割—女性と年金をめぐる問題の一側面」ジュリスト1282号（2005年）74頁。
- 「社会保険料免除の意義—老齢年金における拠出と給付の関係」社会保障法研究2号（2013）17頁。
- 嵩さやか判評671号（2015）2頁。
- 「共働き化社会における社会保障制度のあり方」日本労働研究雑誌689号（2017）51頁。
- 「公的年金制度におけるジェンダー格差解消政策のあり方—公的年金制度におけるあるべき再分配の模索」ジェンダーと法15号（2018）52頁。
- 竹中康之「公的年金と女性」日本社会保障法学会編『講座社会保障法第2巻 所得保障法』（法律文化社，2001）136頁。
- 中野妙子「社会保障における所得再分配の現状と課題—老齢年金を主たる題材にして」民商法雑誌156号（2020）1号47頁。
- 永野仁美「公的高齢年金制度における税財源の役割と機能」社会保障法31号（2016）43頁。
- 中益陽子「遺族年金における男女の処遇差—遺族厚生年金の年齢要件を中心に—」亜細亜法学55巻1・2合併号（2021）55頁。
- 堀 勝洋『年金保険法 基本理論と解釈・判例<第四版>』（法律文化社，2017年）。
- 和田幸典「平成24年 年金制度改革の立法過程」社会保障法研究3号（2014年）173頁。

（しまむら・あきよ）

Social Security Benefit for Elderly Woman

SHIMAMURA Akiyo*

Abstract

The Old-Age Pension constitutes the core of income security for the elderly, but in Japan, where there is a strong sense of gender role division, women tend to receive lower pensions than men due to shorter working periods, lower wages, and other reasons. Therefore, the Survivor's Pension, which is paid after the death of a spouse, is an important benefit for elderly women. This paper focuses on the Survivor's Pension, especially the Survivor's Welfare Pension, and examines how the Survivor's Welfare Pension should be restructured taking the social advancement of women into account. Specifically, this paper examines the possibility of making the term of benefit fixed and of abolishing the age requirement for men. It also proposes that the Old-Age Pension be the core of income security for the elderly, and that the problem of the women's low pensions due to biased family responsibilities be solved by introducing a bereavement pension split system.

Keywords : Woman, Old-Age Pension, Survivor's Pension, Survivor's Welfare Pension

* Professor, Rikkyo University